

相続税法 解答速報

第 76 回税理士試験 相続税法解答速報（令和 8 年 8 月 7 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1（25 点）

(1)

① 贈与税の課税関係（5 点）

個人 A は、時価 1,000 万円の土地を 200 万円で個人 B に譲渡しているため、その差額 800 万円について、その土地の譲渡があった時に個人 B が個人 A から贈与により取得したものとみなされ、その差額 800 万円に対して贈与税が課される。

② 低額譲受益（5 点）

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなす。

(2)

① 贈与税の課税関係（8 点）

個人 A が同族会社 C に対して著しく低い価額で土地を譲渡したことにより会社の純資産価額が増加し、その結果、唯一の株主である B の保有株式の価額が 500 万円増加している。

この株式価額の増加 500 万円は、個人 B が個人 A からその他の利益を受けたものと認められるため、個人 B は 500 万円を個人 A から贈与により取得したものとみなされ、その 500 万円について贈与税が課される。

② その他の利益の享受益（7 点）

一定のみなし規定に該当する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。

問 2 (25 点)

1. 相続税の課税価格 (10 点)

① 令和 5 年 4 月及び令和 6 年 4 月の贈与

個人 Y は、個人 X の相続について放棄し、財産等を取得していないが、個人 X から相続時精算課税適用財産を贈与により取得しているため、この相続時精算課税適用財産を遺贈により取得したものとみなして相続税が課税される。このようなことから令和 5 年 4 月及び令和 6 年 4 月の贈与については、生前贈与加算の規定が適用される。

この場合令和 5 年 4 月の贈与は相続開始前 3 年（経過措置）を超える贈与のため生前贈与加算の対象とならないが、令和 6 年 4 月の贈与は相続開始前 3 年（経過措置）以内の贈与のため、贈与時の価額 500 万円を相続税の課税価格に加算し、加算後の金額を相続税の課税価格とみなす。

② 令和 7 年 8 月の贈与

相続時精算課税に係る贈与のため贈与時の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を相続税の課税価格に算入する。

しかし、令和 8 年 5 月に災害によりこの建物が相当の被害を受け、令和 8 年 9 月に相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の承認を税務署長から受けていることから、贈与時の価額 2,500 万円から被災価額 500 万円及び相続時精算課税に係る基礎控除額 110 万円を控除した残額 1,890 万円を相続税の課税価格に算入する。

③ 令和 8 年 4 月の贈与

相続時精算課税適用者は、特定贈与者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、相続時精算課税により、贈与税額を計算することとなるため相続時精算課税に係る基礎控除額 110 万円を控除した 690 万円を相続税の課税価格に算入する。

④ 相続税の課税価格

上記①～③により個人 Y の相続税の課税価格は $500 \text{ 万円} + 1,890 \text{ 万円} + 690 \text{ 万円} = 3,080 \text{ 万円}$ となる。

2. 関連する条文

① 生前贈与加算 (4 点)

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続開始前 7 年以内にその被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産(贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの(相続時精算課税適用財産を除く。))に限る。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

② 相続時精算課税に係る相続税額の特例 (5 点)

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害(震災、風水害、火災その他一定の災害をいう。)によって相当の被害を受けた場合(その相続時精算課税適用者がその土地又は建物をその贈与を受けた日からその災害が発生し

た日まで引き続き所有していた場合に限る。)において、その相続時精算課税適用者が、贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける相続時精算課税に係る相続税額の規定の適用については、土地又は建物の贈与の時点における価額からその災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した残額を相続税の課税価格に加算又は算入する。

③ 相続時精算課税の継続適用（１点）

特定贈与者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、相続時精算課税により、贈与税額を計算する。

④ 相続時精算課税に係る相続税額（５点）

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、その特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産をその特定贈与者から相続（その相続時精算課税適用者がその特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして相続税を課する。

この場合において、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、贈与の時点における価額とし、相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額とする。

〔第二問〕

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地E	配偶者乙	① 9,690,000	$(1) \quad 100,000 \times 1.00 \times (1 - (\text{※}) 0.031 \text{①}) \times 300 \text{ m}^2$ $= 29,070,000$ $(\text{※}) \quad \left(1 - \frac{400\% \times 225 \text{ m}^2 + 300\% \times 75 \text{ m}^2}{400\% \times 300 \text{ m}^2}\right) \times 0.5$ $= 0.031 \text{ (小数点3位未満四捨五入)}$ $(2) \quad (1) \times \frac{1}{3} = 9,690,000$
家屋F	配偶者乙	20,000,000	$20,000,000 \times 1.0 = 20,000,000$
宅地G	配偶者乙	① 112,554,000	$(1) \quad \text{正面路線の決定}$ $200,000 \times 1.00 = 200,000 > 100,000 \times 0.97 = 97,000$ $\therefore 200,000 \text{ の路線が正面路線}$ $\therefore \text{普通商業・併用住宅地区}$ $(2) \quad \text{評価額}$ $\text{①} \quad (200,000 \times 1.00 + 100,000 \times 1.00 \times 0.08)$ $\times (\text{※}) 0.78 \text{①} \times 750 \text{ m}^2 = 121,680,000 \text{①}$ $(\text{※}) \quad \frac{750 \text{ m}^2 \times 0.95 + 25}{750 \text{ m}^2} \times 0.8 = 0.78$ (小数点2位未満切捨) $\text{②} \quad \text{①} \times \frac{1}{2} \times (1 - 0.5 \times 0.3) = 51,714,000$ $\text{③} \quad \text{①} \times \frac{1}{2} = 60,840,000$ $\text{④} \quad \text{②} + \text{③} = 112,554,000$
家屋H	配偶者乙	① 21,000,000	$60,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} \times (1 - 0.3) = 21,000,000$

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算（続き）

（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
I 社株式	弟 C	① 12,500,000	12,500、12,600、12,700、12,800 $\therefore$ 12,500 12,500 $\times$ 1,000 株 = 12,500,000
配当期待権	弟 C	① 318,740	(400 - (※) 81.26) $\times$ 1,000 株 = 318,740 (※) 400 $\times$ 20.315% = 81.26
J 社株式	叔父 A 弟 C	① 14,378,000 ① 200,000	1 株当たりの価額については、(2)で計算すること 2,765 $\times$ 5,200 株 = 14,378,000 250 $\times$ 800 株 = 200,000
家庭用財産	配偶者乙	1,500,000	2,000,000 - (※) 500,000 = 1,500,000 (※) 仏壇は相続税の非課税財産 ①
その他の財産	弟 C 甥 D 配偶者乙	2,000,000 8,000,000 28,160,000	38,160,000 - (2,000,000 + 8,000,000) = 28,160,000
生命保険契約に関する権利	甥 D	① 4,200,000	

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算

イ 評価方式の判定

$$\frac{A192\text{個} + C8\text{個}}{200\text{個}} = 100\% > 50\% \quad \therefore \text{同族株主等 ①}$$

$$\text{叔父 A} \quad \frac{192\text{個}}{200\text{個}} = 96\% \geq 5\% \quad \therefore \text{原則的評価方式 ①}$$

$$\text{弟 C} \quad \frac{8\text{個}}{200\text{個}} = 4\% < 5\% \quad \text{、 役員でない}$$

$$\text{弟 C を中心に} \frac{8\text{個}}{200\text{個}} = 4\% < 25\% \quad \text{①}$$

$\therefore$ 他に中心的な同族株主叔父 A がいるため、弟 C は配当還元方式 ①

ロ 1 株当たりの純資産価額の計算（資産及び負債の計算）

(イ) 資産の部

(単位：円)

科 目	相続税評価額	帳簿価額	計 算 過 程	
現金及び預金	33,927,000	33,927,000	千円未満切捨	
売掛金	15,000,000	15,000,000	千円未満切捨	
貸付金	900,000	1,200,000	$1,200,000 - 300,000 = 900,000$	①
棚卸資産	16,300,000	16,300,000		
建 物	23,900,000	21,000,000		①
車両運搬具	8,800,000	8,640,000		①
土 地	68,000,000	69,000,000		①
保険積立金	0	0	$12,000,000 - 12,000,000 = 0$	①
(未収保険金)	25,000,000	25,000,000		①
合 計	191,827,000	190,067,000		

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算（続き）

(㍖) 負債の部

（単位：円）

科 目	相続税評価額	帳簿価額	計 算 過 程
買掛金	11,520,000	11,520,000	
借入金	36,000,000	36,000,000	
未払金	2,890,000	2,890,000	千円未満切捨
(未払法人税等)	560,000	560,000	
(未払退職金)	22,000,000	22,000,000	
保険差益 に対する (未払法人 税等)	0	0	$25,000,000 - 12,000,000 - 20,000,000$ $- 2,000,000 - 3,000,000 = \triangle 12,000,000 \quad \therefore 0$
合 計	72,970,000	72,970,000	

①

①

ロ 1 株当たりの純資産価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程
① $191,827,000 - 72,970,000 = 118,857,000$
② $190,067,000 - 72,970,000 = 117,097,000$
③ $(① - ②) \times 38\% = 668,000$ （千円未満切捨）
④ $\frac{① - ③}{20,000 \text{株}} = 5,909$ （円未満切捨） ①

ハ 1 株当たりの価額の計算

（単位：円）

計 算 過 程
① 類似業種比準価額 $\frac{10,000,000}{20,000 \text{株}} = 500 \quad , \quad \frac{10,000,000}{50} = 200,000 \text{株}$ A 467、468、476、462、477 $\therefore$ 462 ② $\frac{(150,000 + 150,000 - 60,000) \div 2}{200,000 \text{株}} = 0.6$ ① ③イ $2,500,000 - (500,000 - 200,000) + (100,000 - 20,000) + 1,500,000 = 3,780,000$ $\frac{3,780,000}{200,000 \text{株}} = 18 \text{（円未満切捨）}$ ロ $\frac{(3,780,000 + (\text{※}) 2,064,000) \div 2}{200,000 \text{株}} = 14 \text{（円未満切捨）}$

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算（続き）

ハ 1 株当たりの価額の計算（続き）

（単位：円）

計 算 過 程	
$(※) \quad 0 + (80,000 - 16,000) + 2,000,000 = 2,064,000$	
$\text{ハ イ} > \text{ロ} \quad \therefore 14 \text{ ①}$	
$\text{②} \quad \frac{52,000,000 + 10,000,000}{200,000 \text{株}} = 310 \text{ ①}$	
$\therefore 462 \times \left(\frac{\frac{0.6}{4.4} + \frac{14}{33} + \frac{310}{232}}{3} \right) \times 0.6 = 171.8 \text{ (10 銭未満切捨)}$	
$171.8 \times \frac{500}{50} = 1,718 \text{ ①}$	
② 原則的評価額	
$(※) \quad 1,718 \times 0.75 + 5,909 \times (1 - 0.75) = 2,765 \text{ (円未満切捨) ①}$	
$(※) \quad 1,718 < 5,909 \quad \therefore 1,718$	
③ 配当還元価額	
$\frac{(※) 2.5}{10\%} \times \frac{500}{50} = 250 < 2,765 \quad \therefore 250 \text{ ①}$	
$(※) \quad \frac{(150,000 + 150,000 - 60,000) \div 2}{200,000 \text{株}} = 0.6 < 2.5 \quad \therefore 2.5$	

計 算 過 程		
① 減額単価（対象資産及び減額割合❶） 宅地E ㊦（乙） $\frac{9,690,000}{100\text{m}^2} \times 80\% = 77,520$ $(77,520 \times \frac{330}{200} = 127,908)$ 宅地G ㊦（乙） $\frac{51,714,000}{375\text{m}^2} \times 50\% = 68,952$ 宅地G ㊦（乙） $\frac{60,840,000}{375\text{m}^2} \times 50\% = 81,120$ ② 有利選択 配偶者乙取得の特定居住用宅地等 100 m²及び貸付事業用宅地等（※） 139.39…m²を選択 （限度内併用） （※） $375\text{m}^2 > 200\text{m}^2 - 100\text{m}^2 \times \frac{200}{330} = 139.39\cdots\text{m}^2 \quad \therefore 139.39\cdots\text{m}^2$ ③ 減額金額の計算 宅地E $77,520 \times 100\text{m}^2 = 7,752,000$ 宅地G $60,840,000 \times \frac{200\text{m}^2 - 100\text{m}^2 \times \frac{200}{330}}{375\text{m}^2} = 22,615,272$（円未満切捨） $22,615,272 \times 50\% = 11,307,636$		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額（単位：円）
宅地E	配偶者乙	7,752,000 ❶
宅地G	配偶者乙	11,307,636 ❶

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金 額	計 算 過 程
債務	配偶者乙	△ 3,350,000	$3,200,000 + 150,000 = 3,350,000$ 墓地購入未払金は控除できない ❶
葬式費用	配偶者乙	△ 2,500,000	$4,000,000 \times \frac{1}{2} + 500,000 = 2,500,000$ 初七日法要費用及び香典返戻費用は控除できない ❶
	叔父 A	△ 2,000,000	$4,000,000 \times \frac{1}{2} = 2,000,000$

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等	配偶者乙	18,000,000	$20,000,000 - (\text{※}) 2,000,000 = 18,000,000$ (※) 契約者貸付金
	甥 D	10,000,000	$20,000,000 \times \frac{1}{2} = 10,000,000$
同上の非課税金額	配偶者乙 甥 D	△ 12,857,143 △ 7,142,857	$(1) 5,000,000 \times 4 \text{人} = 20,000,000$ ❶ $(2) 18,000,000 + 10,000,000 = 28,000,000$ $(3) (1) < (2) \therefore 20,000,000$ $20,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{18,000,000}{28,000,000} = 12,857,143 \\ \frac{10,000,000}{28,000,000} = 7,142,857 \end{array} \right.$ (計算過程❶) (円未満四捨五入)
退職手当金等	配偶者乙	22,000,000	$20,000,000 + 2,000,000 + 3,000,000 - (\text{※}) 3,000,000 = 22,000,000$ $(\text{※}) 3,000,000 \leq 600,000 \times 6 \text{月} = 3,600,000$ $\therefore 3,000,000$
同上の非課税金額	配偶者乙	△ 20,000,000	$5,000,000 \times 4 \text{人} = 20,000,000 < 22,000,000$ $\therefore 20,000,000$

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受 贈 者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程
令和8年	配偶者乙	0	$29,070,000 \times \frac{2}{3} - (\text{※}) 19,380,000 \text{①} = 0$ $(\text{※}) \quad 29,070,000 \times \frac{2}{3} = 19,380,000 < 20,000,000$ $\therefore 19,380,000$

(7) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分		配偶者乙	叔 父 A	弟 C	甥 D
遺贈による取得財産		173,844,364	14,378,000	15,018,740	12,200,000
みなし 取得財産	生命保険金等	5,142,857			2,857,143
	退職手当金等	① 2,000,000			
債務控除	債 務	① △ 3,350,000			
	葬式費用	① △ 2,500,000	△ 2,000,000		
純 資 産 価 額		175,137,221	12,378,000	15,018,740	15,057,143
生前贈与財産の加算額		0			
課 税 価 格 (1,000 円未満切捨て)		175,137,000	12,378,000	15,018,000	15,057,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
千円		千円	千円
217,590		30,000 + 6,000 × 4 人 = 54,000 ❶	163,590
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
配偶者 乙	$\frac{3}{4}$	122,692	32,076,800
叔父 A	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$	10,224	1,033,600
弟 C	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$	20,448	2,567,200
甥 D	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$	10,224	1,033,600
	❶		
合計	4 人	1	(100 円未満切捨て) 36,711,200 円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区 分		配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D
算出税額		29,548,643	2,088,382	2,533,796	2,540,376
加算 又は 減算	相続税額の 2 割加算金額		417,676	506,759	508,075
	暦年課税分の 贈与税額控除額	—			
	配偶者の 税 額 軽 減 額	△ 27,533,400			
	未成年者控除額				❶ △ 100,000
	相次相続控除額	△ 773,709	△ 54,682	△ 66,348	△ 66,518
納付税額 (100 円未満切捨て)		1,241,500	2,451,300	2,974,200	2,881,900

(注) 相続税額の加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。 (各相続人等の納付税額記載❶)

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算金額	叔 父 A 弟 C 甥 D	417,676 506,759 508,075	$2,088,382 \times \frac{20}{100} = 417,676$ $2,533,796 \times \frac{20}{100} = 506,759$ $2,540,376 \times \frac{20}{100} = 508,075$ (対象者及び算式①)
暦年課税分の贈与税額控除額	配偶者乙	—	
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	△ 27,533,400	(1) 29,548,643 (2)① $217,590,000 \times \frac{3}{4} = 163,192,500 \geq 160,000,000$ $\therefore 163,192,500$ (算式①) ② 175,137,000 ③ ① < ② $\therefore 163,192,500$ ④ $\frac{36,711,200 \times ③}{217,590,000} = 27,533,400$ (3) (1) > (2)④ $\therefore 27,533,400$
未成年者控除額	甥 D	△ 100,000	$100,000 \times (18 \text{ 歳} - 17 \text{ 歳}) = 100,000$

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相次相続控除額			$1,602,100 \times \frac{217,591,104}{28,000,000 - 1,602,100} \left(> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100} \right)$ $\times \frac{10\text{年} - (\text{※}) 4\text{年}}{10\text{年}} = 961,260 \text{ ①}$ (※) 令和4年5月6日～令和8年8月3日 → 4年(1年未満切捨)
	配偶者乙	△ 773,709	$961,260 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{175,137,221}{217,591,104} = 773,709 \\ \frac{12,378,000}{217,591,104} = 54,682 \\ \frac{15,018,740}{217,591,104} = 66,348 \\ \frac{15,057,143}{217,591,104} = 66,518 \end{array} \right.$ (計算過程①)
	叔父A	△ 54,682	
	弟C	△ 66,348	
	甥D	△ 66,518	

【講評】

〔第一問 問1〕

問1では、低額譲受益およびその他の利益の享受益に関する問題が出題されました。

低額譲受益についてはオーソドックスな出題であり、正確な答案作成が求められます。一方、その他の利益の享受益については相続税法基本通達9-2からの出題でした。贈与税が課税される旨は問題文から推測できるものの、その具体的な課税根拠まで解答するのは容易ではなかったと考えられます。

以上より、第一問問1の合格ラインは17点前後と思われます。

〔第一問 問2〕

相続時精算課税、相続時精算課税に係る相続税額の特例、および生前贈与加算を問う問題が出題され、いずれも令和6年改正事項に踏み込んだ内容でした。相続時精算課税と生前贈与加算に関しては、普段の計算演習で扱う知識を文章化する設問であったため、比較的対応しやすかったといえます。一方で、相続時精算課税に係る相続税額の特例は難易度が高いため、被災価額の控除について触れられていれば十分でしょう。

以上より、第一問問2の合格ラインは17点前後と思われます。

〔第二問〕

財産評価については、容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地、地積規模の大きな宅地、上場株式（配当落ち）、生命保険金等、退職手当金等、生命保険契約に関する権利など、標準的な問題が中心となりました。これらの評価項目でケアレスミスなく確実に得点できたかが合否のポイントです。また、取引相場のない株式の評価は制限時間内での完答が難しいボリュームであったため、解ける部分で確実に部分点を積み上げられたかが重要になります。なお、被相続人甲が祖父母と普通養子縁組を行っていたことから、一般的な演習パターンとは異なり、法定相続人の数の判定で迷われた方が多かったと推測されます。

以上より、第二問の合格ラインは36点前後と思われます。

〔全体について〕

今回の試験では、第一問において「必要な解答項目の抽出と取引内容に応じた適切な説明」ができたか、第二問において「取引相場のない株式以外の計算項目でケアレスミスを伏せ、どこまで正確に得点できたか」が合否を分ける大きな要因となります。

全体のボーダーラインは70点前後と予想されます。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生
担当講師

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生
担当講師

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

